

がんじゅ〜広場

専門スタッフの指導の下、ワイワイ楽しい仲間たちと一緒に姿勢や動作を整えましょう。

日時 毎週金曜日10:00~12:00 (受付9:00~)

場所 赤道老人福祉センター(願寿ひろば 赤道)

受講料 無料 ※申込不要

対象 市内在住の65歳以上の方

☎介護長寿課 内線 206

申請受付5月15日(月)まで
臨時福祉給付金
(経済対策分)

対象と思われる方へ2月中旬に申請書を送付しています。お早めの手続きをお願いします。

支給対象となる方

以下すべての要件にあてはまる方が対象となります。

- ▶平成28年1月1日時点で宜野湾市に住民登録(住民票)がある方
 - ▶平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない方(非課税者)
- ただし、課税者に扶養されている方、平成28年1月1日時点で生活保護を受けている方は対象とはなりません。

支給額 支給対象者一人につき1万5千円(1回限り)

申請期限 5月15日(月)まで(当日消印有効)

申請方法

【郵送】 返信用封筒をご利用の上、送付してください。(切手不要)

【窓口】 2階 大ホール内
8:30~11:45、13:00~17:00(土日・祝日は除く)

☎臨時福祉給付金担当
☎893-4504(直通)



シルバーパスポートカード、ご利用ください!

市では、健康づくりやスポーツ、趣味等で高齢者が外出する機会を増やし、生きがいづくりを応援しようと65歳以上の方を対象に「シルバーパスポートカード事業」を実施しています。

- ①市立体育館…トレーニングルーム利用料無料
- ②普天間うぼう(サンフティーマ)およびテナント各店…毎週土・日曜日は5%割引等
- ③天然温泉アロマ…200円割引(通常1,500円)
- ④ラグナガーデンホテル…レストラン利用料金10%割引
- ⑤カラオケ・キャビンドリアン…1時間半以上のご利用で30分延長サービス
- ⑥カラオケハウスとまと 宜野湾店…飲食代金より10%割引。
- ⑦市主催の催し物(お芝居など)で割引されることがあります。

— 市内協力事業所も随時募集しています —

市内に事業を展開する企業の皆さま! シルバーパスポートカードや、利用割引券(クーポン)が利用出来る協力事業所に登録してみませんか?

☎介護長寿課 内線 172



障害者差別解消法について

平成28年4月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下:障害者差別解消法)」が施行され一年がたちました。この法律は障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や差別を解消するための措置などを定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的とします。障害者差別解消法では「障害を理由とする差別」の禁止として次の2点を定めています。

①不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり制限したり条件を付することをしてはいけません。国の行政機関、地方公共団体、民間事業者すべてにおいて法的な義務となっています。

- 【例】▶障害があることを理由に施設の利用や習い事の入会を断ること。**
- ▶車いすを利用していることが理由で飲食店の入店を断ること。

②合理的配慮の提供

障害のある人から何らかの配慮を求められた場合、過度に負担にならない範囲で社会的なバリアを取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。国の行政機関、地方公共団体は法的義務となっていますが、民間事業者は現在のところ努力義務となっています。

- 【例】▶筆談、文書の読み上げ、面談場所の変更など障害の特性にあわせたコミュニケーションの方法を工夫し情報をうまく提供できるような配慮をすること。**
- ▶建物の入り口の段差を解消するためにスロープを設置するなど車いす利用者が容易に建物に入ることができるようにすること。

障害者差別に関する相談や問い合わせがありましたら下記までご連絡ください。

☎障がい福祉課 内線 216、243

児童家庭課の手当、助成事業などのご案内

■児童手当(内線 283) 対象: 中学校修了まで

中学校修了前までの児童を養育する方に対し、申請に基づき審査を経て支給されます。住所異動や新たな出生などがあった場合は15日以内に届出が必要です。
※届出が遅れた場合、手当額が少なくなることがあります。※公務員の方は勤務先で申請してください。

手当月額

- ▶中学生 10,000円 ▶3歳~小学生 10,000円(第3子以降は15,000円) ▶3歳未満 15,000円
- ▶所得額が一定以上の方 5,000円

■児童扶養手当(内線 263) 対象: 18歳になった最初の3月まで(一定の障害がある場合は20歳の誕生日まで) 児童を養育するひとり親に対し、申請に基づき審査を経て支給されます(父子も対象)。

手当月額(所得額によって異なります)

- ▶第1子 9,980円~42,290円 ▶第2子 5,000円~9,990円加算 ▶3子目以降 3,000円~5,990円加算

■特別児童扶養手当(内線 182) 対象: 20歳の誕生日まで

精神または身体に一定以上の障害がある児童に対し、申請に基づき審査を経て支給されます。

手当月額 ▶1級該当の児童1人につき 51,450円 ▶2級該当の児童1人につき 34,270円

■ひとり親家庭自立支援事業(内線 263)

ひとり親や寡婦を対象に、自立に必要な情報提供、相談、職業能力の向上や求職活動に関する支援をしています。

- ・生活相談 ・就労相談 ・資格取得等支援・情報提供 ・母子・父子福祉資金、寡婦福祉資金に関する相談
- 母子・父子自立支援員が対応します。【要予約】 午前 10:15~12:00 午後 13:00~17:00

■母子および父子家庭等医療費助成事業(内線 572) 対象: 18歳になった最初の3月末まで

ひとり親およびその児童に、入院または通院による医療費(保険診療分)がかかった場合、申請に基づき審査を経て医療費の一部を助成する制度です。平成29年4月1日受診分より沖縄県内の契約医療機関で受診した場合は通院費・入院費ともに自動償還(※)での申請が可能です。詳しい内容は下記をご覧ください。

(※) 医療機関での申請を行うことで、市に領収書を提出しなくても自動的に登録口座へ振込がされる制度です。

■子ども医療費助成制度(内線 342)

年齢	通院費	入院費
0歳~小学校就学前	全額助成(保険適用額)	全額助成
小学生	1人1ヵ月1医療機関につき1,000円を差引いて支給	(食事療養費や高額療養費、附加給付金等を控除した保険適用額)
中学生	助成なし	

平成29年4月1日(受診分)から母子および父子家庭等医療費助成自動償還払いがスタートしました。申請の手続きが簡単になります。

■母子および父子家庭等医療費助成とは?

母子家庭や父子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を促進し、母子家庭等の福祉を図る医療費助成です。

■自動償還払い方法は?

県内医療機関で受診(歯科・調剤薬局を含む)

- ↓
- 1 対象者の受給資格証を提示
- ↓
- 2 医療費を医療機関窓口で支払う。
- ↓
- 3 受診日の翌々月に指定の口座に振り込まれます。



※自動償還払い導入に伴い、受給資格者証が世帯方式から個人方式に変わります。※対象者の方には、平成29年3月末までに新しい受給資格者証が郵送で届きます。

☎児童家庭課(内線 342)